

お知らせ

「下北地域広域行政事務組合火災予防条例」の 一部改正について

平成25年8月に京都府福知山花火大会で火災が発生し大惨事となりました。
このため各種お祭りや花火大会等の屋外の催しでの安全を確保するため、火災
予防条例が改正されました。

1. 消火器の準備及び消防署への届出

お祭りや花火大会等の屋外の催しで出店する露店等で火気器具等（コンロ、
調理器具、発電機など）を使用する場合は、消火器の準備が必要となり併せて
管轄する消防署へ届出が必要となります。

ねぶた、山車等で、発電機を使用する場合にも、消火器の準備が必要となり
ます。

(1) 届出者

- ① 主催者若しくは露店商組合などの代表者、又は責任者など
- ② 上記に該当しない個人営業を行う露店等の経営者や責任者など

(2) 届出における必要な書類

- ・ 露店等の開設届出書
- ・ 出店する店舗数、出店場所が分かる図面
- ・ 出店する関係者氏名及び連絡先
- ・ 消火器の設置場所
- ・ 主催者や代表者の氏名及び連絡先

(3) 消火器の注意事項

- ・ 設置場所は露店など火気使用器具との離隔距離を少し取ること。
- ・ 消火器の設置は6型以上とし「業務用消火器」を設置すること。
（住宅用消火器不可）
また極力「蓄圧式」の消火器を設置すること。

(4) 届出先

各下北管内で開催されるお祭りなどで、管轄する消防署又は消防分署

2. 施行日；平成26年8月1日から

3. お問い合わせ先

消防本部予防課	(22) 4196
むつ消防署	(22) 1680
川内消防分署	(42) 3215
脇野沢消防分署	(44) 2020
大畑消防署	(34) 2233
風間浦消防分署	(35) 2101
大湊消防署	(24) 2091
大間消防署	(37) 3107
佐井消防分署	(38) 2266
東通消防署	(27) 2199



4. その他

屋外催しの防火管理

大規模なお祭りや花火大会等を主催する場合は、安全確保のため防火管理業務を適正に行うことが必要となり、『指定催し』として指定することになりました。

指定催しに指定された場合には「火災予防上必要な業務に関する計画書」を管轄する消防署へ届出が必要となります。

『指定催し』とは「一日当たり 10 万人以上の人出が予想され、かつ、出店する露店等の数が 100 店舗以上を超えるもの」としています。

